

身体的拘束最小化の取り組みについて

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

- ・身体的拘束は患者さまの自由を制限するばかりでなく、尊厳ある生活を脅かすことです。
- ・当院では患者さまの尊厳と、主体性を尊重し、相互の信頼に基づく質の高い医療が提供できるように取り組みます。
- ・職員一人ひとりが身体的拘束による、精神的、身体的な弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束廃止や最小限になるように取り組みます。

2. 身体的拘束最小化に向けての基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

- ・当院では、患者さま、または他の患者さま等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束の実施を禁止します。
- ・ここでいう身体的拘束とは、抑制帯等を使用して患者さまの身体または衣服に触れる用具を使用して一時的に身体を拘束し、運動を抑制する行動の制限をいいます。

2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

- ・患者さまや他の患者さま等の生命・身体を保護するための処置として、必要最小限の範囲で行います。
- ・身体的拘束開始時は医師・看護師を含む多職種で以下について検討し、医師の指示のもとで実施します。

(1) 身体的拘束を開始する状況のいずれかに該当する場合

- ①転倒転落等の危険度が高い
- ②治療に必要なルート・チューブ・モニターなどを無意識にさわり抜去する危険性が高い
- ③ほかの患者さまや周囲へ悪影響がある
- ④生命維持に必要な治療・処置に協力が得られない
- ⑤その他（離院・離棟・自傷行為など）

(2) 上記のいずれかに該当し、以下の3要件をすべて満たした場合に限り、必要最小限の身体的拘束を行うことがあります。

切迫性 患者さま、または他の患者さまの生命および身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと	非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと	一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
---	---------------------------------------	---------------------------------

3) 向精神薬等薬剤使用上のルール

- ・薬剤を使用しなければせん妄状態を改善することができない場合は、患者さま・ご家族さま等に説明を行い同意を得て行います。

3. 身体的拘束最小化のための体制

1) 身体的拘束最小化委員会を設置しています

- (1)身体的拘束の原則廃止に向け医師・看護師を含む多職種で構成したチームで検討し取り組む
- (2)身体的拘束を最小化にするための指針の作成および定期的な見直し
- (3)身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に周知
- (4)全職員を対象として身体的拘束最小化に関する研修を2回/年開催

2) 身体的拘束最小化に向けての活動

- (1)身体的拘束開始時は解除にむけて、1回/週カンファレンスを実施して介入
- (2)身体的拘束患者の把握と職員へ周知
- (3)院内の身体的拘束の実施状況に関して1回/月委員会の開催

済生会今治病院 2025年度 身体的拘束実施状況

